〇文部科学省告示第四十九号

大 学 設 置 基 潍 昭 和 \equiv + 年 文 部 省 令 第 + 八 号) 別 表 第 1 (1)備 考 第 + -号 0 規 定 に 基 づ 教

員 養 成 に 関 す る 学 部 に 係 る 基 幹 教 員 に 0 1 7 次 \mathcal{O} ょ う に 定 め る

令和五年六月十五日

文部科学大臣 永岡 桂子

1 大 学 設 置 基 準 別 表 第 1 (1)備 考 第 十 号 に 規 定 す る 教 員 養 成 に 関 す る 学 部 に 係 る 基 幹 教 員 数 \mathcal{O} お

お む ね 割 以 上 は 専 攻 分 野 12 お け る お お む ね 五. 年 以 上 \mathcal{O} 実 務 \mathcal{O} 経 験 を 有 L か 0 高 度 \mathcal{O} 実 務 \mathcal{O}

能力を有する者とする。

2 前 項 に 規 定 す る 実 務 \mathcal{O} 経 験 を 有 し、 か つ、 高 度 \mathcal{O} 実 務 \mathcal{O} 能 力 を 有 す る 基 幹 教 員 は 幼 稚 袁 小 学

校 教 育 中 学 保 校 育 等 義 \mathcal{O} 総 務 教 合 的 育 な 学 提 校 供 高 \mathcal{O} 等 推 学 進 に 校 関 す 中 等 る 法 教 律 育 学 平 校 成 + 特 八 別 支 年 法 援 律 学 校 第 七 又 + は 七 就 号) 学 前 第二 \mathcal{O} 子 لخ 条 第 ŧ 七 に 項 関 に す る 規

定 す る 幼 保 連 携 型 認 定 こど ŧ 遠 \mathcal{O} 教 員 と L て \mathcal{O} 実 務 \mathcal{O} 経 験 を 有 す る 者 を 中 心 とし て 構 成 さ れ る t \mathcal{O}

とする。

附則

 \sum_{i} \mathcal{O} 告 示 は 大 学 設 置 基 準 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 へ 令 和 五. 年 文 部 科 学 省 令 第二 + 兀 号) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日

(令和五年十月一日) から施行する。